

ローマ皇帝からビザンツ皇帝へ

井上 浩一

大阪市立大学

はじめに

私たちがビザンツ帝国と呼んでいる国の人々は、みずから「ローマ人」と称し、皇帝を「ローマ人の皇帝」と呼んでいた。確かにこの国家は、ローマ帝国が中世に生き残ったものである。しかしながら、古代のローマ帝国と比べると、民族構成・版図・公用語・宗教など、さまざまな点で相違がみられる。ビザンツ帝国のこのような特質をふまえるならば、この国家の頂点に位置した皇帝について考察するに際しても、ローマ皇帝との比較が有効な方法であると思われる。本報告では、みずから「ローマ皇帝」と名乗っていたビザンツ皇帝が、どの程度ローマ皇帝でありつづけたのか、という視点から、ビザンツ皇帝について考察することにした。

1. ビザンツ皇帝——専制君主か立憲君主か？——

1) 専制君主論

元老院の代表者、市民のなかの第1人者として振舞ったローマ皇帝——元首*princeps*と呼ばれていた——と比べて、ビザンツ皇帝についてはその専制的な性格が強調されることが多い。同じくキリスト教国家である西欧中世の諸君主との対比でも、ビザンツ皇帝の権力は強大であったといわれている。とくに目立つのは教会による制約をあまり受けなかったことであろう。皇帝自身が「地上における神の代理人」とされたためである。皇帝権と教皇権が並立した西欧に対して、ビザンツ帝国の皇帝専制体制には「皇帝教皇主義」という言葉が用いられてきた。

専制君主という性格は、皇帝の正式称号や帝位の交代（即位・廃位）からも窺うことができる。ビザンツ帝国は7世紀に公用語をラテン語からギリシア語に変え、皇帝称号もラテン語の「インペラートル、カエサル、アウグストゥス*Imperator, Caesar, Augustus*」から、ギリシア語の「バシレウス*basileus*」となった。ローマ皇帝の伝統に則って名乗ったユスティニアヌス1世（在位527～65年）と、最初に「バシレウス」と名乗ったヘラクレイオス（在位610～41年）の皇帝称号は次のとおりである。

資料① ユスティニアヌス1世の勅令（541年）署名

「インペラートル、ユスティニアヌス、アラマン人の、ゴート人の、フランク人の（征服称号の列挙）……アウグストゥス」

資料② ヘラクレイオスの勅令（629年、息子の小ヘラクレイオスと連名）署名

「ヘラクレイオスと小ヘラクレイオス・コンスタンティノス、キリストに信仰深きバシレウス（=皇帝）たち」

初代ローマ皇帝オクタヴィアヌスが元老院から贈られたアウグストゥスという称号は、「同

等者の中の第1人者「*primus inter pares*」としてのローマ皇帝を象徴するものといつてよい。この称号は10世紀まで金貨に刻まれ、その後も特殊な法律文書や外交文書では用いられたものの、ビザンツ皇帝の正式称号からは姿を消した。これに対して、皇帝の専制的な権力を象徴するインペラートル（独裁者）に対応するギリシア語のアウトクラートルは、皇帝称号としてバシレウスと平行して用いられた。アレクシオス1世コムネノス（在位1081-1118年）は次のように名乗っている。

資料③ アレクシオス1世コムネノスの黄金印璽文書（1084年）署名

「アレクシオス、神キリストに信仰篤き皇帝（＝バシレウス）、ローマ人の独裁者（＝アウトクラートル）、コムネノス」

帝位の交代においてもビザンツ皇帝の専制的な性格が窺える。法理論的にいって、無制限の権力を持つ絶対的な支配者は、合法的に廃位されることはありえず、力づくのクーデターのみが彼らを打倒するということになる。歴代ビザンツ皇帝の半数近くはクーデターによって帝位を追われているが、これもまた、皇帝が専制君主であったことの現れとされる。その際、クーデターの成功は、神の恩寵が前皇帝から新皇帝に移ったこととしと考えられた。

2) 立憲君主論

しかしながら、このようなビザンツ皇帝観——権力闘争に勝利し、神の恩寵を受けた者として無制限の権力を行使する存在——に対しては、早くから研究者のあいだで異論もあった。帝位の交代は、力づくの暴力革命ではなく、きちんとしたルールに則ってなされたこと、皇帝権力は無制限ではなく、皇帝をも縛る規範が存在したことを説く見解である。この立場に立つ代表的な研究者として、イギリスのJ. B. BuryやドイツのH. -G. Beckを挙げることができる。彼らは、ビザンツ帝国には皇帝の行動を制約する「書かれざる憲法」があったと主張した。ビザンツ皇帝は絶対的な専制君主ではなく、「憲法」に制約される存在であったというのである。

「書かれざる憲法」として彼らが指摘したのは、①ローマ法、②正統信仰、③選挙君主制などである。皇帝も法（ローマ法・神の法）に従うべきとされたこと、および皇帝を選出する権利をもつ集団＝選挙権者（元老院・市民・軍隊）が存在し、選挙権者は皇帝を廃位する権限も持つこと、これらによってビザンツ皇帝の権限は制約を受けていると彼らは主張した。ここで注目すべきは、「書かれざる憲法」の多くが、古代ローマから受け継がれたものだったことである。

以上、ビザンツ皇帝は専制君主であるという通説と、それを対する批判的見解を簡単に紹介した。前者はローマ皇帝とビザンツ皇帝の違いに注目している。すなわち、「同等者のなかの第1人者」であったローマ皇帝に対して、「神の代理人」「神の恩寵を受けた皇帝」というビザンツ皇帝の専制君主的側面を強調する。これに対して後者は、ビザンツ皇帝には、ローマ皇帝の「制限君主的」性格が受け継がれていたことを強調する。ビザンツ皇帝は決して専制君主ではなく、元老院・市民・軍隊によって選ばれ、ローマ法に従うべき存在であったみなのである。

それでは、ビザンツ皇帝の実態はどうであったのか、以下、皇帝の即位に焦点をおいて考察してみたい。

2. 皇帝の即位（1）——理念と儀式——

ビザンツ皇帝の即位の根拠ないし儀式として、次のふたつのものがあった。

- 1) 元老院・市民・軍隊による歓呼
- 2) 現皇帝による指名＝共同皇帝戴冠

皇帝即位にあたって、コンスタンティノープル総主教による戴冠が行なわれたことはよく知られている。総主教から冠を受けた最初の皇帝はレオン1世（在位457～74年）であり、7世紀のコンスタンス2世（在位641～68年）以降は、聖ソフィア教会の説教壇が皇帝戴冠の舞台となった。しかし、総主教による戴冠は、それ自体として皇帝を生み出すものとは考えられなかった。総主教は、ある場合には元老院・市民・軍隊の代表者として戴冠し、ある場合には皇帝によって指名された人物を改めて聖別したにすぎない。総主教による戴冠の国制上の意義は、ビザンツにおける国家と教会の関係を示す重要な問題であるが、本報告では省略する。

1) 元老院・市民・軍隊による歓呼

皇帝を生み出すふたつの原理のうち、元老院・市民・軍隊による歓呼は、ローマ帝国から受け継がれた即位形式である。ローマ国家の正式名称が「ローマ元老院と市民 *Senatus populusque Romanus* = SPQR」であったことからわかるように、この国家の本来の主権者は元老院と市民であり、皇帝は主権者たちがその権限をひとりの人物に委ねたことから生まれたものにすぎない。さらにローマ皇帝は軍隊の最高司令官 *imperator* でもあったから、その任命には軍隊も参加した。こうして、元老院・市民・軍隊によって選ばれる皇帝という理念が確立した。

「選挙君主制」ともいべきローマの皇帝制度はビザンツにも受け継がれた。みづから「ローマ帝国」と称し続けたビザンツ帝国においても、皇帝位が空位となった時、宮廷の有力者・高級官僚——古代ローマにならって元老院議員と呼ばれた——は、軍隊・市民とともに、皇帝を選出するものとされた。11世紀の哲学者・歴史家ミカエル・プセルロスは、その著作『年代記』のなかで、「実をいえば、もちろん、皇帝の権力は民衆・元老院・軍隊の3つの要素に依っていた」（第7巻「ミカエル6世・イサキオス1世の条」、1章）と述べている。10世紀に編纂された『儀式的書』や、14世紀半ばに編纂された『偽コディヌスの官職論』などの儀式記録でも、即位式として元老院・市民・軍隊の歓呼が挙げられている。

2) 現皇帝による指名＝共同皇帝戴冠

しかしながら、元老院・市民・軍隊による皇帝「選挙」は、形式的にはともかく、実際にはそれほど行なわれなかった。ビザンツ皇帝の多くは、在位中に後継者を指名し、共同皇帝に戴冠していたので、ある皇帝が死ぬと、共同皇帝がすみやかに次の皇帝として即位したのである。確かにこの場合にも、改めて元老院・市民・軍隊による歓呼が行われることもあったが、たい

ていは形式的なものにとどまった。

共同皇帝に指名されたのは、多くの場合、現皇帝の息子であった。こうして「選挙君主制」の原理の存続にもかかわらず、共同皇帝制度を通じて、現実にはビザンツ帝国においても王朝が形成された。ゲルマン王権のような血統原理を持たないビザンツにおいても、9世紀～11世紀のマケドニア王朝時代には、血統にもとづく正統意識が強くなった。皇帝権力は元老院・市民・軍隊にもとづく述べたプセルロス（上述）は、その一方で、代々続いてきたマケドニア王朝を神に嘉された家系であるとも述べている（『年代記』第6巻「ゾエとテオドラ、コンスタンティノス9世の条」、1章）。同王朝の男系が絶えたのち、一時的とはいえ女帝が出現したのも、血統による帝位継承の観念が強くなっていたことの現れであろう。

3) 即位の方法と皇帝権力のあり方

共同皇帝戴冠という即位の形式は皇帝専制体制と結びついていた。すなわち、神に由来する絶対的な皇帝権力には、後継者を指名する権限も含まれるとの観念である。マケドニア王朝の開祖バシレイオス1世（在位867～86年）は、息子レオン（6世、在位886～912年）を共同皇帝に戴冠し、「汝は神から私の手を通じて帝冠を受けとった」と述べた（バシレイオス1世『息子への助言』第20章）。1059年に即位したコンスタンティノス10世は、「天上において支配なさる方は、朕を地上の民の皇帝となさり、何よりも大きな名誉に与らせ給うた」（アタレイアテス『歴史』）と述べる一方で、自分の即位に際しては、前皇帝イサキオス1世とその一族の同意があったことを強調している。

これに対して、元老院・市民・軍隊の歓呼によって皇帝が生まれるという「選挙君主制」のもとでは、皇帝権力に大きな制約があると考えられる。皇帝を選ぶ「選挙人」には、当然、不適格な皇帝をやめさせる権利もあるからである。かつて古代ローマ史家テオドール・モムゼンがローマ皇帝について述べた、「民衆はその意思でもって元首を帝位に就けることも廢位することもできた」、ローマ元首制とは「合法的な革命権によって和らげられた専制君主政であった」という制限君主制的性格は、「選挙君主制」という建前を残していたビザンツ皇帝にも受け継がれたのである。

こうしてビザンツ帝国においては、元老院・市民・軍隊による皇帝歓呼と、現皇帝による共同皇帝戴冠のふたつの即位形式が並存しており、それはまたふたつの皇帝観に対応していたといえる。しかしビザンツ帝国の歴史を細かく見てみると、ふたつの即位形式には時期的な消長があったことがわかる。次に、それぞれの即位形式の時代的な変化についてみておきたい。

3. 皇帝の即位（2）——時代的変遷——

1) 皇帝歓呼

皇帝歓呼はビザンツ帝国の全時代を通じてみられたが、その形式・内容は時代とともに大きく変化した。3世紀の「軍人皇帝時代」はもちろん、330年のコンスタンティノープル遷都以降も、皇帝歓呼の中心は軍隊で、軍人たちが新皇帝を楯の上に乗せて歓呼するという形式で皇

帝が誕生していた。皇帝歓呼は軍隊の駐屯地で行われることが多く、コンスタンティノーブル西方のヘブドモン軍事基地などが、即位式の主要な舞台であった。

5世紀の後半になると、元老院・民衆の歓呼が重要性を増し、即位式の舞台もコンスタンティノーブル競馬場に移る。観客席を埋める5万ないし10万の市民の「皇帝万歳!」の歓呼のもと、新皇帝が誕生するようになった。歓呼の音頭取りをするのは「青」「緑」と呼ばれた競馬党派である。競馬場に舞台が移るとともに、皇帝選出における軍隊の比重は小さくなり、楯に載せて行なう歓呼も602年のドナウ軍団の反乱を最後に、11世紀の地方貴族の反乱まで姿を消すことになる。

7世紀以降になると、皇帝歓呼の場所と形式はさらに変化する。舞台は競馬場から宮殿・聖ソフィア教会へ移った。かたちの上ではなお市民の歓呼が行なわれていたが、宮殿にいた「市民（デーモス）」とは下級役人であり、いわば「雇われた市民」であった。彼らを指揮する「青の長官」「緑の長官」はそれぞれ皇帝直属の官僚である。今や、元老院も皇帝側近の高級官僚、軍隊も皇帝親衛隊に他ならず、歓呼による皇帝選出は形骸化したといってよい。ただし、宮廷に「市民」を雇ってまでも、ローマの伝統を残そうとしていることは注目すべきであろう。ビザンツ皇帝はみずからは「ローマ皇帝」であるという建前を最後まで守ろうとしたのである。

2) 共同皇帝戴冠

共同皇帝戴冠のもっとも早い例は、5世紀のレオン1世による孫レオン2世（在位474年）の戴冠であるが、国制上重要な意味をもつようになるのは7世紀以降である。すなわち、皇帝歓呼が宮殿へと舞台を移し、その実質を失ってゆくのと並行している。共同皇帝戴冠は宮殿において現皇帝がみずから行なうところに特徴がある。一例を挙げよう。717年に即位したレオン3世（在位717～41年）は、718年に息子コンスタンティノス（5世、在位741～75年）が生まれると、早くも720年の復活祭に息子を共同皇帝に戴冠した。『テオファネス年代記』は次のように記している。

資料④ テオファネス『年代記』6212年の条

「この年、第3インディクティオの年の復活祭の日に、コンスタンティノスは（宮殿の）19の寝椅子の式典場において父レオン（3世）から戴冠された。慣例の祈りが立派な総主教ゲルマノスによって唱えられた。」

共同皇帝戴冠が競馬場で行われたこともあった。776年のコンスタンティノス6世（在位780～97年）の共同皇帝戴冠について、同じく『テオファネス年代記』は次のように記す。

資料⑤ テオファネス『年代記』6268年の条

「翌日、第14インディクティオの年の復活祭の日曜日に、皇帝（レオン4世、在位775～80年）は明け方に総主教を伴って競馬場に行った。可動式の祭壇が持ち込まれ、総主教はすべての民衆の前で祈りを行ない、皇帝は息子を戴冠した。そののち、ふたりの皇帝（正皇帝と戴冠されたばかりの共同皇帝）は、……聖ソフィア教会へ向かった。」

競馬場に多数の市民・軍隊を集めて行なうという形式はとっているものの、戴冠を執り行う

のはあくまでも皇帝である。競馬場での共同皇帝戴冠は、元老院・市民・軍隊による歓呼と現皇帝による戴冠の折衷形式とでもいうべきものであるが、このコンスタンティノス6世の戴冠が最後となった。皇帝みずからが戴冠するという式次第は、現皇帝による指名が新しい皇帝を生み出す——絶対的な支配者である皇帝はその後継者を定める権利ももつ——という理念の表現である。皇帝専制体制が確立したマケドニア王朝時代（867～1056年）は、帝位の世襲が確立した時期でもあった。

このように7世紀を大きな転機として、皇帝即位の儀式の中心は、皇帝歓呼から共同皇帝戴冠へと移った。そこに、ローマ的な皇帝からビザンツ的な皇帝への転換を読み取ることもできよう。元老院・市民・軍隊による皇帝歓呼は、その舞台が宮殿に移るとともに、形骸化した（皇帝権力に寄生する元老院、雇われた市民、皇帝親衛隊）。それとともに、共同皇帝戴冠が重要となり、王朝が形成されてゆく。

しかしながら、みずからはローマ皇帝であるという建前を維持する限り、「選挙君主制」の理念を否定し去ることはできなかった。マケドニア王朝の皇帝専制体制もとで、共同皇帝戴冠の陰に隠れていた「選挙君主制」は、11世紀半ば、同王朝の断絶に伴う危機の時代に、新たなかたちをとってふたたび重要な役割を果たすことになる。最後に、11世紀なかばの反乱のなかで、ふたつの即位形式、とくにいったんは形骸化した「選挙君主制」がどのように機能したのか考えてみたい。

4. 1057年の反乱と帝位交代

先に述べたように、9世紀からはじまるマケドニア王朝時代には、共同皇帝戴冠による帝位の世襲がみられた。それと並行して、皇帝とは絶対的な専制君主であるという観念も確立した。先に紹介したバシレイオス1世、レオン6世、さらにはバシレイオス2世（在位976～1025年）のような典型的な専制君主がこの時期に現れている。

1028年にマケドニア王朝の男系が断絶すると、その後は王朝の女性と結婚した人物が次々と即位したが、ちょうどこの時期、地方貴族の台頭、コンスタンティノープル市民の政治参加がみられ、ビザンツ帝国は動揺を見せ始めた。この危機の時代に、「選挙君主制」の伝統が新たな意味をもって甦ることになる。

1056年、マケドニア王朝の最後の人物、テオドラ女帝（在位1055～56年）の死期が迫ると、宮廷の有力者たちが中心となって後継皇帝の選出が行なわれた。ただし最終的には、元老院・民衆・軍隊による歓呼ではなく、現皇帝テオドラによる共同皇帝戴冠という形式をとった。この間の事情を、プセルロスの『年代記』は次のように記している。

資料⑥ プセルロス『年代記』（第6巻「テオドラ女帝」の条、21章）

「彼らは、この人物（ミカエル6世、在位1056～57年）を次の皇帝に指名するよう、テオドラを説得した。テオドラにも異存はなかったので、彼女はただちに彼を後継者として戴冠した。」

まもなくテオドラは死亡し、ミカエル6世が即位した。これに対して、先の皇帝コンスタン

ティノス9世（在位1042～55年）——マケドニア王朝の女性ゾエの3人目の夫——の従弟テオドロス・モノマコスが異議をとなえた。モノマコスは、コンスタンティノス9世との血のつながりを根拠に帝位を要求し、都の市民を反乱に動員しようとしたが、簡単に失敗した。テオドラによる戴冠という大義名分の前に、モノマコスの野望はあえなく挫折したのである。

ところがミカエル6世は在位1年で失脚する。ミカエル6世の政治に強い不満をもっていた地方貴族＝軍人たちは、1057年の春に集団で上京し、爵位の昇進、恩賞の増額を皇帝に請願した。請願が拒否されると、彼らは聖ソフィア教会に集まり、ミカエル6世を廃位し、自分たちの代表者であるイサキオス・コムネノスを皇帝にしようという密約を交わした。そのあと彼らは故郷へ戻り、反乱の準備を進める。1057年6月、彼らはそれぞれの軍勢を率いて、小アジア西北部にあったコムネノス家の拠点カスタモンに集結すると、コムネノスを皇帝に歓呼した。かつて軍人たちが行なっていた、楯に乗せての皇帝歓呼はなされなかったようであるが、この10年前に、やはり地方貴族＝軍人が反乱を起こしたときには、レオン・トルニキオスという人物を楯に乗せて、皇帝歓呼を行なっている（プセルロス『年代記』第6巻「コンスタンティノス9世の条」、104章）。

これに対してミカエル6世は、まず元老院議員（＝宮廷貴族・高級官僚）と市民に贈物をして、コムネノスを決して皇帝とは認めないという誓約をとりつけた。その一方で軍隊を派遣し、都へ向かってくる反乱軍を迎え撃った。しかしながら皇帝軍は惨敗し、ミカエル6世は反乱軍との和解に転じる。皇帝は反乱軍に使節を派遣し、武器を置くことと引き換えに、コムネノスを自分の養子とし、共同皇帝に任命すると提案した。この提案に対し、コムネノス本人は受諾の意を表明したが、反乱軍の貴族たちのあいだで反対が生じた。貴族たちは、「我々は誓約を交わし、ミカエル6世の廃位を決議した」「コムネノスはすでに皇帝である」と主張した。彼らは、ミカエル6世の指名＝共同皇帝戴冠ではなく、自分たちによる歓呼＝「選挙」こそが新しい皇帝を生み出すと理解していたのである。

コムネノスを共同皇帝とするというミカエル6世の提案に対しては、コンスタンティノーブルの元老院・市民もまた反対した。コムネノスを皇帝とは認めないという誓約を求めたミカエル6世本人が、コムネノスを（共同）皇帝とするのは許しがたい背信行為であると抗議し、ついには総主教の指導のもと、武器をとって立ち上がったのである。彼らもまた、ミカエル6世の廃位を宣言し、コムネノスを皇帝に歓呼した。まもなくミカエル6世は退位し、修道院に入る。入れ替わりにコムネノスがコンスタンティノーブルに入城し、市民の歓呼に迎えられる。

1057年のコムネノスの反乱の経過は以上のおりである。最終的には、コムネノスは聖ソフィア教会で総主教から戴冠されたが、その過程においては、先にみたふたつの即位形式が複雑に絡み合っていたことが確認できる。

テオドラ女帝による戴冠で即位したミカエル6世に対して、地方貴族＝軍人たちは、ミカエル6世廃位宣言とコムネノスの皇帝歓呼でもって抵抗した。自分たちには皇帝を選挙し、廃位する権利がある、と彼らは自覚していたのである。共同皇帝に任命するというミカエル6世の提案を、反乱の指導者コムネノスがいったんは受諾したことにもみられるように、貴族たちの

意識は必ずしも一枚岩ではなかったが、「コムネノスはすでに皇帝である」と彼らが主張したのは、「選挙君主制」の理念に支えられていたからに他ならない。同じようにコンスタンティノーブル市民も、ミカエルの廃位とコムネノス皇帝宣言を行なったが、そこにも「選挙君主制」の伝統がみられる。翻って、ミカエル6世が元老院・民衆に対して忠誠誓約を求めたのも、「選挙君主制」を意識しての行動であったといえよう。

マケドニア王朝の断絶とそれに続く政治的混乱のなかで、新たな秩序を模索していた地方貴族は、元老院・市民・軍隊による皇帝歓呼、すなわち「選挙君主制」というローマの伝統を新たな社会状況のなかで蘇らせた。この形式による即位は、ビザンツ帝国が危機の時代を切り切り、地方軍事貴族層の主導するコムネノス王朝の時代へと向かううえで重要な役割を果たすことになった。

おわりに

ビザンツ帝国は、皇帝選出に際して、現皇帝による共同皇帝戴冠という方法と、元老院・市民・軍隊による歓呼という方法を並立させた。ふたつの即位方法には時代ごとの消長はあったが、いずれも国制に則った合法的なもののみなされていた。前者はキリスト教とも結びついた皇帝絶対権の観念から派生したものであり、後者は古代にまで遡るローマ国家理念である。ビザンツ帝国の長期にわたる存続の背景には、国家の要である皇帝制度に、皇帝自身による後継者指名とその結果生じる世襲王朝と、国家を構成する諸勢力による「選挙」という、明らかに矛盾するふたつの制度を並立させた柔軟な構造にあったと思われる。この柔軟な構造があったため、世襲王朝による安定した支配と、危機を克服する政治革新——新たに成長してきた社会層が、皇帝権をみずからのものとし、帝国史の新しい時代を切り開いてゆく——が可能となったのであった。

[Abstract]**From the Roman Emperors to the Byzantine Emperors**
— Ideas and Ceremonies of the Byzantine Imperial Accession —**INOUE Koichi**
Osaka City University

The general view of Byzantine Emperors has held that they were autocrats with absolute power, while at the same time theories pointing to the existence of limits restraining imperial authority in the form of a constitution have also been strong. The latter emphasize that the Byzantine Emperor 1) obeyed the law and 2) was elected by electors, the law in this case being Roman law and the electors being the people, the Senate, and the army - the very same that were inherited from the Roman Empire. This report takes a look at the ideas and ceremonies surrounding the Byzantine imperial accession in light of Roman imperial traditions.

The traditional accession ceremony, in which the Emperor was chosen by the acclamations of the electors (the people, the Senate, the army) was kept alive by the Byzantine Empire, despite changes in such things as the social status of the electors, the actual procedure of imperial acclamation, and other aspects which occurred with the passing of time. In this system, which could be described as an elective monarchy, the emperor could in no way be considered an absolute monarch, but was considered rather a *primus inter pares* (first among equals), to a certain extent subject to the will of the electors.

Nevertheless, emperors often named successors and crowned co-emperors with their own hand. The line of succession in such cases was more often than not from father to son, which resulted in a hereditary dynasty. This type of succession was founded on the belief that the emperor was the representative of God on earth, within whose power lay the selection of a successor. Coronation of the emperor by the Patriarch of Constantinople at Hagia Sophia, customary after the middle of the 7th century, also contributed to legitimizing the absoluteness of the emperor's status.

The existence of acclamation on the one hand and the coronation of co-emperors on the other points to the contradictory nature of the Byzantine Emperor: a *primus inter pares* and an absolute monarch. The Byzantine imperial system carried within itself those mutually contradictory ideas. This report specifically looks at the conflicts and blending of the two different succession ideas and ceremonies, focusing on the struggles for the imperial throne which took place in the middle of the 11th century.